郡市区等医師会 御中

大阪府医師会[公印省略]

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う 大阪府医師会傷害補償事業の取扱いについて

さて、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」に移行することに伴い、本会傷害補償事業の取扱いが下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

貴会におかれましてはこの件についてご了知いただきますとともに、会員医療機関への 周知につきご高配くださいますようお願いいたします。

記

本会傷害補償事業 (抜粋)

●感染症に罹患した場合(見舞金)

所定の感染症に罹患し、90日を超える入院をした場合 ⇒ 100万円 所定の感染症に罹患し、180日以内に死亡したことにより葬祭費用を負担した場合

⇒ 100万円を限度とし実際に負担した葬祭費用を補償

	変更前	変更後※
所定の感染症に	含める(対象)	含めない(対象外)
新型コロナウイルス感染症を		

※令和5年5月8日以降の発病の場合。同年5月7日以前に発病し、

入院等が同年5月8日以降となった場合は対象となります。

(発症時期、発病の認定は医師の判断によります)